

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの依頼を受け、年度末等に向けて行われる行事等の留意事項等を周知するものです。

事 務 連 絡

令和3年3月22日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
健康教育・食育課

#### 年度末等に向けて行われる行事等の留意事項等について

標記について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。各学校や学校設置者において、年度末等に向けて行われる行事等については、下記の留意事項を踏まえ適切な対応をお願いします。また、卒業式や入学式等の学校行事の実施に当たっては、文部科学省がホームページで示しているQ&A等を参考にして、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫などの措置を適切に講じるようお願いします。さらに、卒業旅行については、感染拡大を防止する観点から、各学校において卒業予定者に対し、実施方法の工夫や、旅行先を含めた感染状況によっては自粛などの検討をするよう促してください。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、厚生労働省におかれては所管の専修学校高等課程に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いします。

#### 記

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡について(令和3年2月26日事務連絡「基本的対処方針に基づく開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(以下、「2月26日付コロナ室事務連絡」という。))より抜粋)

(年度末等に向けて行われる行事に係る記載)

#### 1. 催物の開催制限

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

④ 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式、入学式や入社式等はより慎重な対策の上で適切な開催のあり方を判断するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

### (3) その他の都道府県

#### ② 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

(外出の自粛等に係る記載)

## 3. 外出の自粛等

### (2) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

#### ① 外出についての考え方

当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

#### ② 旅行についての考え方

大人数での会食を避ける観点から、卒業旅行をはじめとする旅行のうち、そうしたことが徹底されないものについては、当面、自粛・延期を促すこと。また、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動などを働きかけること。

特定都道府県及び感染が拡大している地域への旅行については、慎重な検討を求めること。

発熱等の症状がある場合は、旅行を控えるよう促すこと。

### (3) その他の都道府県

#### ① 外出についての考え方

感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

#### ② 旅行についての考え方

大人数での会食を避ける観点から、卒業旅行をはじめとする旅行のうち、そうしたことが徹底されないものについては、当面、自粛・延期を促すこと。また、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動などを働きかけること。

特定都道府県及び感染が拡大している地域への旅行については、慎重な検討を求めること。

発熱等の症状がある場合は、旅行を控えるよう促すこと。

(参考)

文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関する  
こと」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00040.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html)

(会食の場面等における感染防止対策に係る記載)

#### 4. 会食の場面等における感染防止対策の徹底

令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症分科会から、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」が政府に対してなされたところ。提言を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる会食の場面における感染防止対策を徹底するため、関係府省庁及び各都道府県は、下記の事項について、適切な対応を図りたい。

・関係省庁及び特定都道府県の対象から除外された都道府県は、緊急事態宣言解除後、当面、実施すべきものとして、別紙4「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」及び別紙5「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を基に国民に、別紙6「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」を基に業界団体に周知すること。なお、関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意するよう周知すること。

・関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知すること。また、飲食店の感染防止策の支援に努めること。

・関係府省庁は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけること。

・各都道府県は、ステッカーなどを用いた独自の認証制度を実施又は強化すること。

(参考)

その他の都道府県におかれても、上記の特定都道府県の対象から除外された都道府県と同様、2月26日付コロナ室事務連絡の別紙4「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」及び別紙5「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を参考にしつつ会食の場面等における感染防止対策についてご留意頂きますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省

(感染症対策の指導について)

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

(卒業式や入学式等の学校行事について)

初等中等教育局 教育課程課 03-5253-4111(内2903)

令和3年3月5日付け事務連絡において、経過措置の適用期間等は別途通知することとされていたところ、1都3県において、催物の開催制限等の経過措置を4月18日までとする等を通知するので、引き続き、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡  
令和3年3月19日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を終了することとし、基本的対処方針を改定した。

令和3年3月5日付け事務連絡において、緊急事態宣言解除後の取扱いは、「緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する」とされていたところ、法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、経過措置の適用期間等、1都3県における留意事項等を通知する。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

記

1. 1都3県における催物の開催制限

(1) 催物の開催制限の目安

令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡1.(2)に示す目安の適用期間等については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

## (2) 人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

## (3) その他留意事項

### ① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)③(I)のとおり取り扱うこと。

### ② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

#### 【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

#### 【3月3日から販売されたチケット】

当該チケットは、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えないこと。

## 2. 1都3県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、同事務連絡2.(2)に示す目安の適用期間については、緊急事態宣言が延長されていたことに伴い、別紙のとおり、4月18日まで延長すること。

## 3. 1都3県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(2)のとおり取り扱うこと。

## 4. その他留意事項

### ① 1都3県以外における催物の開催制限、施設の使用制限等の取扱いについて

令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

② 感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

【別紙】

1 都 3 県におけるイベント開催制限等の段階的緩和について

|                          | 収容率                                     | 人数上限   | 営業時間短縮  |
|--------------------------|---|--|---------|
| 緊急事態宣言<br>対象地域           | 50%                                     | 5,000人   | 20時まで   |
| 経過措置<br>(約1か月、<br>～4/18) | 大声なし※1<br>100%以内<br><br>大声あり※2<br>50%以内 | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内 (≦10,000人)<br>のいずれか大きい方<br><br><small>注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。<br/>実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small> | 都道府県の判断 |
| その他都道府県                  | <small>注：エビデンスに基づく収容率<br/>緩和を検討</small> | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内<br>のいずれか大きい方※3<br><br><small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>  | なし      |

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、  
適切な大きさのアクリル板も設置され、  
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、  
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、  
同居家族以外では  
いつも近くにいる4人まで。



外出はすいた時間と場所を選んで。  
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。  
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。